

この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。

## 三一 ついて（通知） 堤防切土施工・管理の留意点に

（平成二十二年六月三十日 事務連絡  
各地方整備局河川工事課長、北海道開発局河川技  
術対策官あて 国土交通省治水課企画専門官）

標記については、河川工事課長会議において、別紙のとおり申し合わせたので、平成二十二年度から適用するものとして送付する。

### 堤防切土施工・管理の留意点について

#### 背景・目的

堤防強化ためのドレン工施工において、堤防開削（切土）時に切土面の法崩れが発生している状況に鑑み、河川管理上重要な施設である堤防の切土施工・管理の留意点について取りまとめるものである。

#### 【堤防切土施工・管理の留意点として取りまとめる範囲】

ドレン工施工（及び類似工事形態）による堤防部分開削時の次の項目。

1. 切土勾配について
2. 段切りの実施
3. 施工管理の実施
4. 仮締切の実施

#### 1 切土勾配について

切土勾配については、既往基準等により適切に設定するもの

とする。  
ただし、これによりがたい場合は別途考慮するものとする。

切土勾配については土質的な要素で決定されるべきものであるが、各地整等の対応状況に違いがみられたため、一定の目安を設ける必要がある。

切土の安定勾配については、各現場毎土質試験等により決定されることは望ましいが、費用や時間など多大なコスト増となり現実的ではなく、既知の知見で得られた技術基準等により判断することで、多くの場合問題ないとおもわれる。

ただし、地質構成が複雑な堤防や既往基準等で示されない特殊な土質等など、既往基準が適用困難な場合は別途考慮することとした。

## 2 段切りの実施

ドレン工施工後の盛土工の開始にあたっては、現堤の表面を盛土層厚の1／2の厚さまで搔き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、現堤と盛土の一体性を確保する。

なお、1・4より急な勾配を有する現堤に盛土を行う場合は、段切りを行い、盛土と現堤地盤の密着を図り、滑動を防止する。

なお、段切りの標準の最小巾・最小高を確保できない場合は、必要に応じて適宜、巾・高さの見直しを行い、適切に実施するものとする。

現堤との密着を図り、滑動の防止を図るため段切りの実施を標準として徹底を図ることとした。

施工内容は、基本的に土木工事共通仕様書と整合を図っているが、一割以上の急勾配時の段切りについては、標準的な最小幅及び最小

高の確保が困難となる場合があるため、必要に応じて幅や高さを見直して行うことを盛り込んだ。

## 3 施工管理の実施

堤防部分開削にあたっては、堤防の安定性に十分留意するものとし、必要に応じ工事契約図書に堤防部分開削断面図等を明示するものとする。

堤防の安定性の確保は、河川管理上重要な事項であり、大幅な切土断面となる場合等は必要に応じて、工事契約図書に掘削線を明示するなど堤防を掘削し過ぎないよう配慮する必要がある。

## 4 仮締切の実施

堤防の部分開削は、非出水期の施工を原則とする。

仮締切設置基準（案）の「堤防機能が相当に低下する場合」とは、設計対象水位（流量）に対して堤防定規断面が確保できない場合（現堤が設計対象水位（流量）に対して必要な堤防定規断面に満たない場合は現堤まで）とし、必要な仮締切・断面確保等を原則とする。

ただし、各河川の状況によりこれによりがたい場合は別途考慮する。

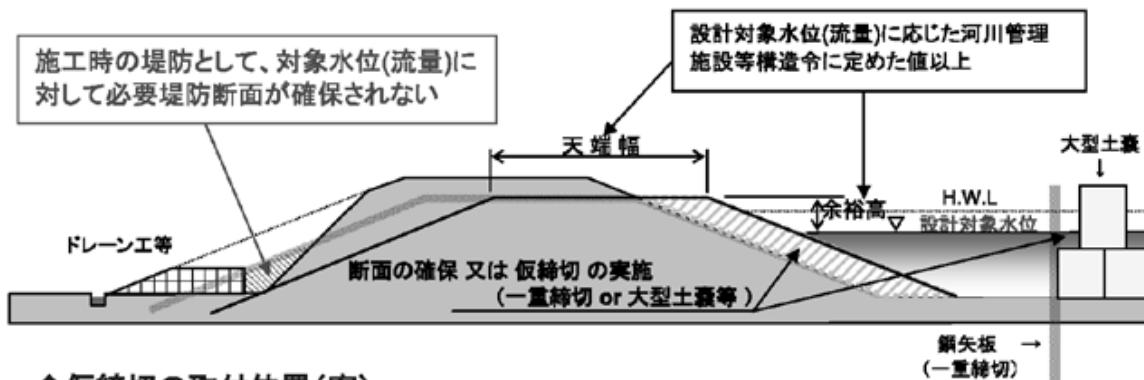
なお、非出水期の仮締切・断面確保等の実施の判断は別添を参考とする。

部分開削において、仮締切設置基準（案）の『堤防機能が相当に低下する場合』の判断が明確でないため、河川管理上重要であることから統一を図ることとした。

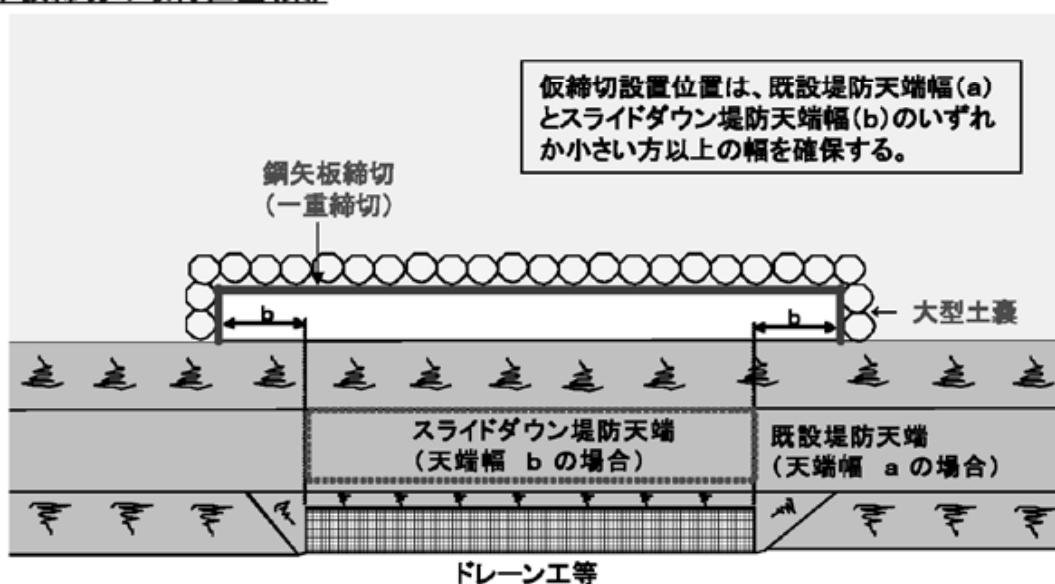
## 非出水期の場合の仮締切・断面確保等の判断

### 仮締切・断面確保等を必要とする場合

#### ◆設計対象水位が高い場合の一例：腹付盛土 or 仮締切



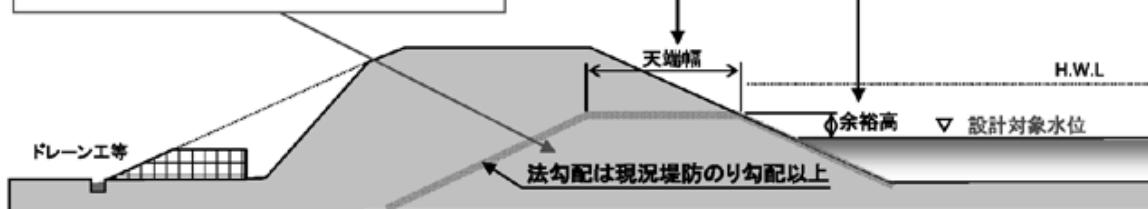
#### ◆仮締切の取付位置(案)



### 仮締切・断面確保等を必要としない場合

施工時の堤防として、対象水位(流量)に  
対して必要堤防断面が確保される

設計対象水位(流量)に応じた河川管理  
施設等構造令に定めた値以上



出水期の施工については、仮締切設置基準（案）の目的を尊重し、原則実施しないこととし、非出水期の仮締切・断面確保等の判断は、

開削後の断面が設計対象水位（流量）に対して必要な断面が残存するか否かの判断とすることとした。

（略）は廃止する。  
記

河川区域及びその周辺で行われる直轄河川工事において、工事施工箇所周辺を含めて適切な防災措置を講じることにより、出水期間中においても施工を可能とする工種等は以下の通りとする。

### 三三 直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて

（平成三十年四月二日 事務連絡  
北海道開発局河川技術対策官、各地方整備局河川  
工事課長あて 治水課技術調整官）

1-1 作業員、仮設物・資機材等の退避及び流出防止による適切な防災措置を講じることにより治水上の安全が確保される工種等（別紙1）で、受注者から防災措置（作業員、仮設物・資機材等の退避方法や流出防止対策、降雨や河川水位等に関する情報の収集・伝達方法等）が記載された施工計画書が提出されているもの。

1-2 上記に加え、部分施工等に関する条件を付することにより、堤防の安全性が確保可能な工種等（別紙2）で、受注者から防災措置（部分施工の範囲、機能回復方法等）が記載された施工計画等について協議がされ提出されているもの。

2 仮締切堤設置基準（案）（平成二十六年十二月十一日付 国水治第九十二号治水課長通知）による工種

3 堤防切土施工・管理の留意点について（通知）（平成二十二年六月三十日付 治水課企画専門官事務連絡）による工種

直轄河川における出水期間中の工事施工については、関係基準等に基づき、流出特性や河道の状況等を踏まえ各河川において運用してきたところであるが、降雨観測や気象予報技術の進展等を踏まえ、一層適切に工期の確保が図られるよう、統一的に出水期間中においても施工を可能とする工種等について整理したので、平成二十九年度から適用するものとして通知したところである。今回部分施工等に関する条件を付することにより出水期間中においても施工を可能とする工種等について拡大したので平成三十年度から適用するものとして通知する。

下記以外の工種については、各河川の流出特性や河道の状況等を踏まえ、治水上の安全が確保されるよう、個別に判断するものとする。

なお、「直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて」（平成二十九年三月二十二日付け 治水課技術調整官事務連